

種の保存法における国内希少野生動植物種の取扱規定について

2018. 11 関東地方環境事務所野生生物課

○国内希少野生動植物種

絶滅のおそれのある野生動植物として政令で定めるもの（法第4条第3項）

平成30年11月現在259種を指定（トキ、コウノトリ、ハヤブサなど）

○捕獲等の禁止（法第9条）

国内希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならない。

○譲渡し等の禁止（法第12条）

希少野生動植物の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。

個体等…個体（卵及び種子であって政令で定めるものを含む）

その器官（種の保存のための措置を講ずる必要があり、種を容易に識別することができるものであって、政令で定めるものに限る）例：毛、皮、つめ、羽毛など

これらの加工品（種を容易に識別することができるものであって、政令で定めるものに限る）

例：「個体の加工品」（剥製、標本）、「器官の加工品」（毛皮製品、羽毛製品など）

コウノトリについて政令で定められているものは以下の通り

器 官：羽毛

加工品：羽毛製品（羽毛を材料として製造された衣類、装身具、調度品）

○輸出入の禁止（法第15条）

国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。

○陳列又は広告の禁止（法第17条）

希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をしてはならない。

コウノトリの場合に当てはめると

- ・野生のコウノトリを捕まえる → 当然×
- ・ケガをして飛べないコウノトリを保護する
 - 自治体に通報し、自治体が緊急捕獲通知を提出するのが○
 - 個人で飼うのは×
- ・コウノトリの死体や羽を拾う → 拾った人自身が個人で所有するなら○
 - 拾った死体や羽を他人にあげる（売る）のは×
- ・コウノトリの羽や羽毛製品をネットオークションに掲載する
 - 販売目的の広告・陳列に当たるので×